

年企発 1 2 2 7 第 1 号
令和 5 年 12 月 27 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」の一部改正について

厚生年金基金の事業の運営については、「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」（昭和 42 年 3 月 28 日付年企発第 20 号）の別添「厚生年金基金事務取扱い準則」により取り扱われているところであるが、令和 4 年 6 月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえ、下記のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

「厚生年金基金事務取扱い準則」の一部を別添のとおり改正する。

厚生年金基金事務取扱い準則 新旧対照表

新	旧
<p>第一 組織等に関する事項</p> <p>二 代議員会</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 代議員会の招集は、急施を要する場合を除き、招集すべき日の五日前に到達するよう郵便事情等を考慮してなるべく早めに招集状を送付するほか、基金の事務所の掲示板にこれらの事項を掲示して行う必要があること。<u>これに加え、利便性の観点から、可能な範囲で、基金の管理するホームページに掲載して行うことを推奨する。</u></p> <p>なお、必要に応じて公告の写しを各事業主に送付すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>三 理事</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 理事会において決定すべき事項は、おおむね次のとおりであること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項第一号の規定によりなおその効力を有するものとされた第一</u></p>	<p>第一 組織等に関する事項</p> <p>二 代議員会</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 代議員会の招集は、急施を要する場合を除き、招集すべき日の五日前に到達するよう郵便事情等を考慮してなるべく早めに招集状を送付するほか、基金の事務所の掲示板にこれらの事項を掲示して行う必要があること。</p> <p>なお、必要に応じて公告の写しを各事業主に送付すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>三 理事</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 理事会において決定すべき事項は、おおむね次のとおりであること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>法第百十八条第二項の規定による理事長の専決処分(ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。)</u></p>

条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律
第百十五号。以下「改正前厚年法」という。） 第一百八条第二
項の規定による理事長の専決処分（ただし、理事会の開催が困
難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び
受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告
でよいものとする。）

カ （略）

(4)～(9) （略）

六 文書の整理

(1)～(3) （略）

(4) 基金の文書については、次の基準により保存年限を定めた文
書の保存に関する規定を設け、これにより確実に管理しておく
必要があること。

なお、保存に当たっては、電磁的記録媒体（電磁的記録（電
子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること
ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情
報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。
以下同じ。）、マイクロフィルム等による方法でも差しつかえ
ないものであること。

区分	保存年限	文書の種類
第一種	永年	一～七 （略）

カ （略）

(4)～(9) （略）

六 文書の整理

(1)～(3) （略）

(4) 基金の文書については、次の基準により保存年限を定めた文
書の保存に関する規定を設け、これにより確実に管理しておく
必要があること。

なお、保存に当たっては、磁気媒体、マイクロフィルム等に
よる方法でも差しつかえないものであること。

区分	保存年限	文書の種類
第一種	永年	一～七 （略）

	<p>八 加入員及び受給権者の記録に関する次の書類</p> <p>加入員台帳、平成二十五年改正法附則第五條第一項第一号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第四十四条の三に規定する権利義務の移転に関する書類、加入員番号払出簿、受給権者台帳、年金証書記号番号払出簿</p> <p>九～十一 (略)</p>
--	--

	<p>八 加入員及び受給権者の記録に関する次の書類</p> <p>加入員台帳、法第四百四十四條の三に規定する権利義務の移転に関する書類、加入員番号払出簿、受給権者台帳、年金証書記号番号払出簿</p> <p>九～十一 (略)</p>
--	---

八 認可申請及び報告

(1) 基金が厚生労働大臣又は地方厚生局長等に対し、申請、報告又は届け出るべき文書の主なものは、次のとおりであること。

区分	事項	宛先
認可申請	規約変更（ <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「経過措置政令」という。）</u> 第三条第二項の	厚生労働大臣（ <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六</u>

八 認可申請及び報告

(1) 基金が厚生労働大臣又は地方厚生局長等に対し、申請、報告又は届け出るべき文書の主なものは、次のとおりであること。

区分	事項	宛先
認可申請	規約変更（ <u>基金令第二条に掲げる事項を除く。</u> ）	厚生労働大臣（ <u>基金規則第七十八条の規定により地方厚生局長等へ権限を委任した事項以外の事項</u> ）

	<p><u>規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「廃止前基金令」という。）第二条に掲げる事項を除く。）</u></p>	<p><u>年厚生労働省令第二十号。以下「整備省令」という）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下「廃止前基金規則」という。）第七十八条の規定により地方厚生局長等へ権限を委任した事項以外の事項）</u> <u>地方厚生局長等（整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第七十八条の規定により権限が委任された事項）</u></p>			
	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>規約型企業年金からの移行（確定給付企業年金法第八十二条第二項）</u></p>	<p><u>厚生労働大臣</u></p>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>適格退職年金からの移行（確定給付企業年金法附則第二十六条</u></p>	<p><u>厚生労働大臣</u></p>

承認届出	規約変更（ <u>経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第二条に掲げる事項</u> ）	地方厚生局長等

(2) (略)

第三 適用に関する事項

一 帳票

(1) 加入員の資格取得、資格喪失及び標準給与等の届出に当たっては、おおむね次に掲げる届書が必要であること。

ア～カ (略)

キ 老齢年金給付の額の算定方法を経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第二十三条第三号の規定により定めている基金にあっては、その老齢年金給付の額の計算の基礎となる給与（以下「加算給与」という。）の届出については、前記(1)ア、イ、ウ、エの様式に準じて行うこと。

(2) 加入員の資格取得、資格喪失及び標準給与等の届出と同時に、当該基金の設立事業所を管轄する社会保険事務所へ被保険者の資格取得等の届出を行うことにかんがみ、事務の簡素化を勘案して全ての届書は、同時複写により作成して差し支えないこと。

	<u>第一項</u>	
承認届出	規約変更（ <u>基金令第二条に掲げる事項</u> ）	地方厚生局長等

(2) (略)

第三 適用に関する事項

一 帳票

(1) 加入員の資格取得、資格喪失及び標準給与等の届出に当たっては、おおむね次に掲げる届書が必要であること。

ア～カ (略)

キ 老齢年金給付の額の算定方法を基金令第二十三条第三号の規定により定めている基金にあっては、その老齢年金給付の額の計算の基礎となる給与（以下「加算給与」という。）の届出については、前記(1)ア、イ、ウ、エの様式に準じて行うこと。

(2) 加入員の資格取得、資格喪失及び標準給与等の届出と同時に、当該基金の設立事業所を管轄する社会保険事務所へ被保険者の資格取得等の届出を行うことにかんがみ、事務の簡素化を勘案して全ての届書は、同時複写により作成して差し支えないこと。

なお、前記(1)のアからオまでに掲げる届出については、届書に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体を提出する方法、又はこれらの事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうち以下のどちらかに該当するものにより提供する方法（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）であっても差し支えないものであること。

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

(3) (略)

四 報酬標準給与及び加算給与

(1) 報酬標準給与の定時決定に当たって厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）第二十四条第一項の規定の例により、基金が算定を行う場合は、法第二十一条第一項の規定の例により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。

なお、前記(1)のアからオまでに掲げる届出については、届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）であっても差し支えないものであること。

(3) (略)

四 報酬標準給与及び加算給与

(1) 報酬標準給与の定時決定に当たって法第二十四条第一項の規定の例により、基金が算定を行う場合は、法第二十一条第一項の規定の例により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。

(2)～(8) (略)

七 その他

平成二十五年改正法附則第五条第一項第一号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第二百二十八条の規定による加入員に関する被保険者の資格取得の確認又は標準報酬月額及び標準賞与額の決定及び改定時の通知が設立事業所の事業主からあったときは、基金は、当該加入員に係る加入員台帳に記載された事項と通知された事項を突合確認し、不突合のあった場合は、設立事業所を通じて調査し、補正すること。

第五 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

一 帳票

(1) 受給権者が基金に請求又は届け出るべき書類の種類は、おおむね次のとおりであること。

なお、年金給付支給停止事由消滅届は、基金で確認できる場合は届出を必要としないこと（ただし、本人申出による年金給付支給停止事由消滅届は除く。）。

ア・イ (略)

ウ 老齢厚生年金繰下げ届（整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第三十条の二に規定する届書）

エ～シ (略)

(2)～(8) (略)

七 その他

法第二百二十八条の規定による加入員に関する被保険者の資格取得の確認又は標準報酬月額及び標準賞与額の決定及び改定時の通知が設立事業所の事業主からあったときは、基金は、当該加入員に係る加入員台帳に記載された事項と通知された事項を突合確認し、不突合のあった場合は、設立事業所を通じて調査し、補正すること。

第五 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

一 帳票

(1) 受給権者が基金に請求又は届け出るべき書類の種類は、おおむね次のとおりであること。

なお、年金給付支給停止事由消滅届は、基金で確認できる場合は届出を必要としないこと（ただし、本人申出による年金給付支給停止事由消滅届は除く。）。

ア・イ (略)

ウ 老齢厚生年金繰下げ届（厚生年金基金規則第三十条の二に規定する届書）

エ～シ (略)

(2) (略)

三 受給権者の管理

(1) 受給権者台帳及び諸異動の取扱いは、次によること。

ア (略)

イ 受給権者台帳に記載すべき事項は、おおむね次のとおりであること。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 年金額及びその計算基礎（標準給与の基礎となる給与の範囲が標準報酬の基礎となる給与の範囲と異なっている基金にあつては、平成二十五年改正法附則第五条第一項第一号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第百三十二条第二項に掲げる方法により算定された額を併記すること。）

(オ)～(コ) (略)

ウ・エ (略)

(2) 年金たる給付の受給権者の生存に関する届出は、次によること。

ア 整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第二十四条に規定する年金たる給付の受給権者の生存に関する書面(以下「現況届」という。)の提出は、規約において、提出すべき書面、提出の期限等を適宜に定めて行うものであること。

(2) (略)

三 受給権者の管理

(1) 受給権者台帳及び諸異動の取扱いは、次によること。

ア (略)

イ 受給権者台帳に記載すべき事項は、おおむね次のとおりであること。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 年金額及びその計算基礎（標準給与の基礎となる給与の範囲が標準報酬の基礎となる給与の範囲と異なっている基金にあつては、法第百三十二条第二項に掲げる方法により算定された額を併記すること。）

(オ)～(コ) (略)

ウ・エ (略)

(2) 年金たる給付の受給権者の生存に関する届出は、次によること。

ア 厚生年金基金規則第二十四条に規定する年金たる給付の受給権者の生存に関する書面(以下「現況届」という。)の提出は、規約において、提出すべき書面、提出の期限等を適宜に定めて行うものであること。

イ (略)

(3)・(4) (略)

第六 掛金に関する事項

三 納入の告知

(1)～(5) (略)

(6) 掛金等債権の履行期限前であっても、債務者が平成二十五年改正法附則第五条第一項第一号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第百四十一条において準用する法第八十五条に該当するときは、当該期限前であっても、これを徴収することができること。

(7)・(8) (略)

六 滞納処分

(1) 平成二十五年改正法附則第五条第一項第一号によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第百四十一条第三項の規定により滞納処分をしようとするときは、掛金等債権に係る滞納処分認可申請書を、当該基金を管轄している地方厚生局長等に提出し、その認可を受けた後これを行うことができること。なお、認可申請書には、平成二十五年改正法附則第五条第一項第一号によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第百四十一条第三項に該当することを証するに足る書面を添付すること。

イ (略)

(3)・(4) (略)

第六 掛金に関する事項

三 納入の告知

(1)～(5) (略)

(6) 掛金等債権の履行期限前であっても、債務者が法第百四十一条において準用する法第八十五条に該当するときは、当該期限前であっても、これを徴収することができること。

(7)・(8) (略)

六 滞納処分

(1) 法第百四十一条第三項の規定により滞納処分をしようとするときは、掛金等債権に係る滞納処分認可申請書を、当該基金を管轄している地方厚生局長等に提出し、その認可を受けた後これを行うことができること。なお、認可申請書には、法第百四十一条第三項に該当することを証するに足る書面を添付すること。

(2)・(3) (略)

八 上場株式による掛金の徴収

(1) 規約の措置

基金の掛金のうち、特別掛金及び特例掛金の全部又は一部を金銭に代えて株式によりその徴収を行おうとする基金は、当該基金の規約に「平成二十五年改正法附則第五条第一項第一号によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第百三十九条第四項の規定により、特別掛金及び特例掛金として、金銭に代えて上場株式により徴収することができる。」旨の規定を設けること。

(2)・(3) (略)

(4) 留意点

① 株式の納付を受けるに当たっては、基金の規約上に、株式による掛金の納付を受けることができる旨規定する必要がある、規約変更に係る代議員会の議決及び厚生労働大臣の認可が必要となること。その際、全体計画について、基金の了承が前提となること。

なお、当該株式に係る運用を委託する受託機関において、当該受託機関が保有する当該株式数が当該株式の発行済み株式総数の5%を超える場合には、独占禁止法第十一条の規定による金融会社の株式保有に係る認可申請を公正取引委員会へ、銀行法第十六条の四の規定による株式保有

(2)・(3) (略)

八 上場株式による掛金の徴収

(1) 規約の措置

基金の掛金のうち、特別掛金及び特例掛金の全部又は一部を金銭に代えて株式によりその徴収を行おうとする基金は、当該基金の規約に「厚生年金保険法第百三十九条第四項の規定により、特別掛金及び特例掛金として、金銭に代えて上場株式により徴収することができる。」旨の規定を設けること。

(2)・(3) (略)

(4) 留意点

① 株式の納付を受けるに当たっては、基金の規約上に、株式による掛金の納付を受けることができる旨規定する必要がある、規約変更に係る代議員会の議決及び厚生労働大臣の認可が必要となること。その際、全体計画について、基金の了承が前提となること。

なお、当該株式に係る運用を委託する受託機関において、当該受託機関が保有する当該株式数が当該株式の発行済み株式総数の5%を超える場合には、独占禁止法第十一条の規定による金融会社の株式保有に係る認可申請を公正取引委員会へ、銀行法第十六条の三の規定による株式保有

に係る承認申請を金融庁へ行い、公正取引委員会の認可、内閣総理大臣の承認がそれぞれ必要となることから、基金は全体計画に関して受託機関と連絡・調整すること。

②～⑤ (略)

⑥ 株式会社による納付を受けようとする基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項第一号によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第百三十六条の三第二項に規定している年金給付等積立金の運用に関する基本方針において、運用業務に当たっての遵守事項として、納付された株式の利用方法及び制約事項を規定すること。

⑦ (略)

第七 連合会への権利義務の移転等に関する事項

一 中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付の申出の取扱いは次によること。

(1) 基金は、平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定に基づき、中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付の申出を行うときは、厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書(別紙様式第47号)に、当該中途脱退者に係る加入員台帳を添えて行うこと。

(2)・(3) (略)

三 加入員台帳等の記録は、次によること。

に係る承認申請を金融庁へ行い、公正取引委員会の認可、内閣総理大臣の承認がそれぞれ必要となることから、基金は全体計画に関して受託機関と連絡・調整すること。

②～⑤ (略)

⑥ 株式会社による納付を受けようとする基金は、法第百三十六条の三第二項に規定している年金給付等積立金の運用に関する基本方針において、運用業務に当たっての遵守事項として、納付された株式の利用方法及び制約事項を規定すること。

⑦ (略)

第七 連合会への権利義務の移転等に関する事項

一 中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付の申出の取扱いは次によること。

(1) 基金は、法第百六十条第一項及び法第百六十条の二第一項の規定に基づき、中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付の申出を行うときは、厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書(別紙様式第47号)に、当該中途脱退者に係る加入員台帳を添えて行うこと。

(2)・(3) (略)

三 加入員台帳等の記録は、次によること。

(1) 基金が中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付の申出をするときは、当該中途脱退者に係る加入員台帳に、次の記載を行うこと。

ア 表面「備考」欄に、当該中途脱退者に係る整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第十三条に基づき把握した住所(中途脱退後の住所を把握している場合は当該住所)を「漢字又はカタカナ」で必ず記載すること。この場合において、同住所に係る郵便番号を同欄左端上部に付記するよう配意すること。

イ・ウ (略)

(削除)

(2)～(5) (略)

第八 電子計算機による事務処理に関する事項

二 管理運用方法

(1) 基金が中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付の申出をするときは、当該中途脱退者に係る加入員台帳に、次の記載を行うこと。

ア 表面「備考」欄に、当該中途脱退者に係る厚生年金基金規則第十三条に基づき把握した住所(中途脱退後の住所を把握している場合は当該住所)を「漢字又はカタカナ」で必ず記載すること。この場合において、同住所に係る郵便番号を同欄左端上部に付記するよう配意すること。

イ・ウ (略)

エ 「⑩老齢年金給付額」については基金で基本年金額を計算し記入すること。「⑨実加入員期間」から「⑩基準加算給与月額」及び「⑰現価相当額」の各欄は記入の必要はないこと。なお、法第百三十三条の三第一項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務の一部を免れることにより年金額が変更されることを規約に定めている基金においては、連合会への権利義務の移転前に、法第百三十三条の三第一項の規定により年金額が変更された場合には変更後の基本年金額を記入しなければならないこと。

(2)～(5) (略)

第八 電子計算機による事務処理に関する事項

二 管理運用方法

保護管理者及び保護担当者は、次により電子計算機の適正かつ効率的な運用管理を行うこと。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体の管理

ア 電磁的記録媒体については、保管場所を定め、その管理に当たり必要な事項を台帳等に記録すること。

イ 保護管理者は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルのうち、特に必要と認めるものについて予備ファイルを作成し、データの滅失等の事故防止に努めること。

ウ 電磁的記録媒体については、障害の有無等について定期的又は随時に検査等を行うとともに、電磁的記録媒体に障害が生じたときは、速やかに適切な措置を講ずること。

(3)・(4) (略)

(5) 電子計算機室、電磁的記録媒体等の保管施設の管理及び保安対策

ア 電子計算機室及び電磁的記録媒体等の保管施設の安全対策を講ずること。

イ (略)

(6) (略)

四 適用、年金たる給付及び一時金たる給付の処理

保護管理者及び保護担当者は、次により電子計算機の適正かつ効率的な運用管理を行うこと。

(1) (略)

(2) 磁気ファイルの管理

ア 磁気テープ、磁気ディスク等のデータを収録している媒体(以下「磁気ファイル」という。)については、保管場所を定め、その管理に当たり必要な事項を台帳等に記録すること。

イ 保護管理者は、磁気ファイルのうち、特に必要と認めるものについて予備ファイルを作成し、データの滅失等の事故防止に努めること。

ウ 磁気ファイルについては、障害の有無等について定期的又は随時に検査等を行うとともに、磁気ファイルに障害が生じたときは、速やかに適切な措置を講ずること。

(3)・(4) (略)

(5) 電子計算機室、磁気ファイル等の保管施設の管理及び保安対策

ア 電子計算機室及び磁気ファイル等の保管施設の安全対策を講ずること。

イ (略)

(6) (略)

四 適用、年金たる給付及び一時金たる給付の処理

(1)・(2) (略)

(3) 更新処理等に使用した電磁的記録媒体は、三ヶ月以上保管すること。ただし、第三の一の(1)のアからエの届書を電磁的記録媒体のみにより保管する場合は、二年間とすること。

(4) (略)

(5) 加入員の資格に係る記録及び受給権者に係る記録に関する取扱い

ア 加入員の資格に係る記録及び受給権者に係る記録については、常時確認及び閲覧できる状態となっている場合であつて、出力される帳票の様式が第三の一の(3)及び第五の一の(2)に示す様式に沿っているものについては、電磁的記録媒体で管理しているものを正本として差し支えないものであること。ただし、この場合、副本については、別に保管すること。

なお、業務を委託している信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は厚生労働大臣が指定した法人の電磁的記録媒体による場合は、業務委託の内容を明確にしておくこと。

イ・ウ (略)

第九 連合会への業務委託に関する事項

基金が平成二十五年改正法附則第五第一項第一号の規定によりな
おその効力を有するものとされた改正前厚年法第百三十条第五項の

(1)・(2) (略)

(3) 更新処理等に使用した磁気テープ等は、三ヶ月以上保管すること。ただし、第三の一の(1)のアからエの届書を磁気テープ等のみにより保管する場合は、二年間とすること。

(4) (略)

(5) 加入員の資格に係る記録及び受給権者に係る記録に関する取扱い

ア 加入員の資格に係る記録及び受給権者に係る記録については、常時確認及び閲覧できる状態となっている場合であつて、出力される帳票の様式が第三の一の(3)及び第五の一の(2)に示す様式に沿っているものについては、磁気媒体で管理しているものを正本として差し支えないものであること。ただし、この場合、副本については、別に保管すること。

なお、業務を委託している信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は厚生労働大臣が指定した法人の磁気媒体による場合は、業務委託の内容を明確にしておくこと。

イ・ウ (略)

第九 連合会への業務委託に関する事項

基金が法第百三十条第五項の規定により、連合会に業務を委託す
る場合においては、その業務は、連合会の電子計算機組織に入力し

規定により、連合会に業務を委託する場合においては、その業務は、連合会の電子計算機組織に入力して処理されるものであること。

第十 数理統計資料の作成に関する事項

三 年金数理の計算のため、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は厚生労働大臣が指定した法人に提出する前記二の資料は電磁的記録媒体をもって調製するファイルによることとし、その他の数理統計資料については、一覧表によること。この場合、電磁的記録媒体をもって調製するファイルの収録内容等については、あらかじめ、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は厚生労働大臣が指定した法人と十分調整しておくこと。

第十一 情報開示

三 電磁的記録媒体に記録し、かつ、設立事業所に加入員が確認できる機器を設置する方法にあつては、当該機器は容易に操作可能なものであること。また、多数の従業員が操作できる場所に設置すること。

四 電子情報処理組織を使用する方法により加入者に提供する方法にあつては、容易に操作可能なものであること。ホームページに掲載する場合にあつては、周知事項を掲載するアドレスを加入員等に周知すること。また、実施事業所において加入員等が当該ホームページ等を閲覧することができる機器を設置する必要がある

て処理されるものであること。

第十 数理統計資料の作成に関する事項

三 年金数理の計算のため、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は厚生労働大臣が指定した法人に提出する前記二の資料は磁気テープによることとし、その他の数理統計資料については、一覧表によること。この場合、磁気テープの収録内容等については、あらかじめ、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は厚生労働大臣が指定した法人と十分調整しておくこと。

第十一 情報開示

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずるものに記録し、かつ、設立事業所に加入者が確認できる機器を設置する方法にあつては、当該機器は容易に操作可能なものであること。また、多数の従業員が操作できる場所に設置すること。

四 その他周知が確実に行われる方法としては、周知事項をホームページ、設立事業所の電子掲示板等に掲載する方法が可能であること。ホームページに掲載する場合にあつては、周知事項を掲載するアドレスを加入員等に周知すること。また、実施事業所において加入員等が当該ホームページ等を閲覧することができる機器

こと。なお、パスワード等を設定して、不特定多数の者が閲覧できないようにすることは可能であること。

第十二 福祉施設

二 基金が自ら福祉施設を行う場合においては、次によること。

(1) (略)

(2) 老後生活のための施設

ア 年金受給者ホーム、生活相談センター等老後生活のための施設を設置する場合は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定によるほか、同法第六十五条の規定により厚生労働大臣が定めた基準によるものであること。

イ・ウ (略)

(3)～(5) (略)

八 福祉施設を行うに当たって掛金を徴収する場合又は借入金をする場合の取扱いは、次によること。

(1) (略)

(2) 借入金をする場合

ア (略)

イ 経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第四十一条ただし書きの規定により借入金の借入れの承認をあらかじめ受けておくこと。

を設置する必要があること。なお、パスワード等を設定して、不特定多数の者が閲覧できないようにすることは可能であること。

第十二 福祉施設

二 基金が自ら福祉施設を行う場合においては、次によること。

(1) (略)

(2) 老後生活のための施設

ア 年金受給者ホーム、生活相談センター等老後生活のための施設を設置する場合は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定によるほか、同法第六十五条の規定により厚生労働大臣が定めた基準によるものであること。

イ・ウ (略)

(3)～(5) (略)

八 福祉施設を行うに当たって掛金を徴収する場合又は借入金をする場合の取扱いは、次によること。

(1) (略)

(2) 借入金をする場合

ア (略)

イ 厚生年金基金令第四十一条ただし書きの規定により借入金の借入れの承認をあらかじめ受けておくこと。

第十三 その他

業務経理の余裕金の運用に当たっては、廃止前基金規則の趣旨を踏まえ、安全確実と認められる運用方法により行わなければならない。

(1) 余裕金運用の原則

業務経理は、基金の役職員の人件費や事務費等を支出するために設けられている経理であり、年金経理とは異なり積極的に運用収益を追求するものではないことから、整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第四十三条の規定によるほか、売買による収益の獲得を目的とした運用は極力避け、国内債券等で運用をする場合は償還期限に留意し、満期保有で行うことが望ましい。

(2)・(3) (略)

(4) その他

整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第四十三条第四号の規定には、公社債投資信託が含まれるものであること。

第十三 その他

業務経理の余裕金の運用に当たっては、厚生年金基金規則の趣旨を踏まえ、安全確実と認められる運用方法により行わなければならない。

(1) 余裕金運用の原則

業務経理は、基金の役職員の人件費や事務費等を支出するために設けられている経理であり、年金経理とは異なり積極的に運用収益を追求するものではないことから、厚生年金基金規則第四十三条の規定によるほか、売買による収益の獲得を目的とした運用は極力避け、国内債券等で運用をする場合は償還期限に留意し、満期保有で行うことが望ましい。

(2)・(3) (略)

(4) その他

厚生年金基金規則第四十三条第四号の規定には、公社債投資信託が含まれるものであること。